

無人航空機の追加基準への適合性

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して（不要な部分は削除して）資料を作成してください。

※仮に、基準への適合性が困難な場合には、代替となる安全対策等を記載するなど、安全を損なうおそれがない理由等を記載してください。

※航空法第 132 条第 2 項第 2 号及び第 132 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく許可・承認を受けた場合、当該申請書類のうちの「(別添資料 4) 無人航空機の追加基準への適合性」で代替可能です。

○1 号告示空域

| 基 準 | 適合性 |
|--|-----|
| 航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。 | |
| （進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域であって、人口集中地区の上空に該当する場合） | |
| 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。 | |

○進入表面等の上空の空域を飛行

○150m以上の高さの空域を飛行

| 基 準 | 適合性 |
|--|-----|
| 航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。 | |

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）

○人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

| 基 準 | 適合性 |
|--------------------------------|-----|
| 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。 | |

○催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

| 基 準 | 適合性 |
|--|-----|
| 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。 | |
| 飛行が想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。 | |

○夜間飛行

| 基 準 | 適合性 |
|---|-----|
| 無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有していること。ただし、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている場合はこの限りでない。 | |

○目視外飛行

| 基 準 | 適合性 |
|---|-----|
| 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。 | |
| 地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できること（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。 | |
| 不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。 | |

○危険物の輸送

| 基 準 | 適合性 |
|-------------------------|-----|
| 危険物の輸送に適した装備が備えられていること。 | |

○物件の投下

| 基 準 | 適合性 |
|---------------------|-----|
| 不用意に物件を投下する機構でないこと。 | |